

保護者の皆様

相模原市こども・若者未来局 保育課長

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の延長に伴う保育所等の対応について (お知らせ)

日頃より、本市の保育行政にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このたび、神奈川県を対象とした緊急事態宣言が9月30日(木)まで延長されることとなりました。

本市におきましても感染の拡大を受け、8月1日(日)から9月9日(木)までの期間において、園児や職員等の感染により31園の保育所等が臨時休園となっております。

こうした状況を踏まえ、緊急事態宣言期間中における保育所等の対応について、改めてお知らせさせていただきますので、ご対応いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、今後対応について変更があった場合については、別途お知らせさせていただきます。

【緊急事態宣言期間中の保育所等の対応について】

保育所等は、原則開所し、保育の提供が必要なお子様の受入れを継続します。

ただし、感染予防の観点から、ご家庭での保育を希望される場合やご家族でお子様を見ることができる場合等、ご家庭での保育が可能な場合につきましては、ご協力お願いします。

なお、**ご家庭での保育にご協力いただいた場合は、引き続き、保育料について、1日単位で返金させていただきます。**(裏面参照)

保育所等をご利用する場合についても、登降園時間の分散化や真に必要な保育時間についてご検討いただく等、お子様の安全に配慮した施設の運営にご協力ください。

毎朝の検温や風邪症状の確認等、お子様の健康観察にご留意いただくとともに、家庭内感染のリスクを踏まえ、**お子様本人だけに限らず、同居のご家族等に発熱等の体調不良が認められる場合についても、お子様の登園を控えていただきますようご協力お願いします。**

お子様を含めたご家族の方について、感染が疑われ、**P C R検査等を受けられる場合は、速やかに利用されている施設にご連絡いただき、お子様の登園を控えていただきますようご協力お願いします。**

発熱や呼吸器症状が認められた場合にあつては、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善されるまでは、登園できませんのでご承知おきください。

なお、このような場合につきましては、症状が改善された場合であっても、引き続き、お子様の健康状態にご留意いただきますようお願いいたします。

お子様や保護者の方が濃厚接触者に特定された場合は、保健所から示された経過観察期間について、利用されている施設にご連絡いただきますようお願いいたします。

なお、当該期間については、登園できませんのでご承知おきください。

お子様や職員等の施設の関係者の感染が確認された場合には、感染拡大を防止する観点から一定期間、臨時休園とさせていただきます場合がありますのでご承知おきください。

○保育料について

項目	対応
保育料 (0～2歳児 クラスのみ)	8月3日(火)以降について、ご家庭での保育にご協力いただいた場合は、ご家庭での保育を行った日数に応じて、保育料を1日単位で返金いたします。ただし、再計算後の金額は、登園日数が確定しないと算出できないため、一度お支払いいただいた後に、返金させていただきます。 (返金時期は別途お知らせいたします)

○保育の認定について

項目	対応
保育の認定	就労での認定を受けている方について、 <u>9月末までの期間は、就労時間が月64時間を下回った場合であっても認定を継続いたします。</u> 求職活動での認定を受けている方で、 <u>9月末日までに認定期間が終了する方については、10月末日までの期間を求職活動として再認定します。</u>

以上

相模原市こども・若者未来局保育課
教育・保育支援班

電話 042-769-8340(直通)